

**(Q.1) Go To トラベルキャンペーンとの併用は可能ですか？**

(A) 併用できません。

**(Q.2) その他地方自治体で実施するキャンペーンとは併用可能ですか？**

(A) 地方自治体にて実施するキャンペーンとの併用は可能です。ただし、割引の適用ルールとして「新しい旅のスタイル」事業割引適用後に地方自治体のキャンペーンの割引が適用となります。

例：「新しい旅のスタイル」事業と 5,000 円以上の宿泊に対して半額となる地方自治体の割引を併用する場合

①割引前の宿泊料金が 12,000 円の場合 12,000 円-5,000 円=7,000 円、7,000 円÷2=3,500 円

②割引前の宿泊料金が 7,500 円の場合 7,500 円-3,000 円=4,500 円、地方自治体の割引併用不可  
「新しい旅のスタイル」事業割引適用後に地方自治体にて実施する割引の基準に達しない場合は併用不可となります。ただし、「新しい旅のスタイル」事業の割引を適用せずに地方自治体の割引のみ適用することは可能です。

**(Q.3) どのように居住地及び同居者であることを確認するのですか？**

(A) 予約時に、宿泊施設は WEB サイトへの住所入力や電話での口頭確認、旅行会社は店舗窓口での公的書類（運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード等の住所が確認できる書類）のご提示などで確認します。また、宿泊施設チェックイン時に、公的書類をご提示いただき確認します。ご予約時、ご利用時に際しましては利用者全員の住所が確認できる公的書類をご持参いただくようお願いします。

※保護者同伴の 15 歳以下（中学生まで）の方については不要。

なお、令和 3 年 11 月 15 日チェックイン分以降については、同居者の確認は不要です。

**(Q.4) 居住地の確認について公的書類（運転免許証、健康保険証等）記載の住所が現住所でない場合、どのようにすればよいでしょうか？**

(A) 居住地の確認については、公的書類（運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード等の住所が確認できる書類）で行うこととしていますがこれら書類の住所が現住所と異なる記載の場合については、本人確認を運転免許証や健康保険証等で行い、居住地の確認を直近（3ヶ月）の公共料金（電気・ガス・水道・固定電話等）の請求書・領収証書等（現住所及び氏名が記載されたもの）で確認出来れば「新しい旅のスタイル」事業の商品を利用出来ることとします。

**(Q.5) 同居者の確認について、同行者の公的書類（運転免許証、健康保険証等）記載の住所が現住所でない場合、どのようにすればよいでしょうか？**

(A) 同行者の公的書類が現住所と異なる記載の場合については、本人確認を公的書類で行い、同行者と同一の居住地の確認が直近（3ヶ月）の公共料金（電気・ガス・水道・固定電話等）の請求書・領収証書等（現住所及び氏名が記載されたもの）で確認出来れば「新しい旅のスタイル」事業の商品を利用出来ることとします。現住所が確認できない場合については利用することができません。

なお、令和 3 年 11 月 15 日チェックイン分以降については、同居者の確認は不要です。

**(Q.6) 道外に在住ですが本籍が北海道の場合は、「新しい旅のスタイル」事業の商品の利用は可能ですか？**

(A) 利用できません。北海道在住であることが条件となります。

**(Q.7) 旅行予約時点では、北海道内に在住していたが、旅行当日には道外へ転居した場合は「新しい旅のスタイル」の割引適用対象となりますか？**

(A) 対象外です。本事業の支援金は、道民が購入し商品を利用することが対象条件ですので、あくまで利用時点で北海道内在住であることが必要です。また、個人または同居人との旅行に限り対象となります。

※令和3年11月15日以降のチェックイン分については、下線部の制限は解除。

**(Q.8) 1名から利用可能ですか？**

(A) 1名から利用可能です。ただし事業者によっては設定人数が異なる場合もあります。利用人数・期間・金額・予約方法は事業者によって異なります。

**(Q.9) 1名での利用もしくは同居者との旅行であれば誰でも利用可能ですか？**

(A) 同居人とは主に家族となるため、社員寮、学生寮、下宿等での同居者は対象外となります。また1名でもビジネス目的の出張などは対象外となります。

なお、令和3年11月15日チェックイン分以降については、同居者との旅行に限らず、道民同士の旅行であれば対象となります。

**(Q.10) 「新しい旅のスタイル」の商品利用前にクーポンの取得や旅行後に申請しなくてはいけない手続きはありますか？**

(A) 事前にクーポン取得や旅行後の特別な申請手続きは不要です。対象事業者を通して対象商品を申込頂き、当日本人確認書類を提示すると精算時に割引額を差し引いた旅行代金が請求されます。

**(Q.11) 「新しい旅のスタイル」の商品を利用する際の遵守事項はありますか？**

(A) 下記の遵守事項に取り組んでいただくようお願いしております。

【感染症対策】

- ・食事や入浴の際、会話を最小限とした「黙食・黙浴」の実施
- ・マスク着用
- ・館内で大声での会話はしないこと
- ・新型コロナウイルス接触感染アプリ COCOA の利用または北海道コロナ通知システムの登録  
(スマートフォン等所有者で利用可能な方のみ)
- ・感染症対策に係る施設側の指示に従うこと

【アンケート調査】

- ・「新しい旅のスタイル」利用者アンケートへの回答

【その他】

- ・保健所が行う積極的な疫学調査への全面的な協力
- ・旅行中に濃厚接触者であることが分かった場合は、直ちに北海道経済部観光局（電話番号：011-206-

6896)へ報告するとともに、保健所の指示に従うこと

・旅行後に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は、直ちに北海道経済部観光局（電話番号：011-206-6896）へ報告すること

・上記を遵守する旨の同意書の提出

**(Q.12) 一人当たりの販売価格は税込みの価格ですか？**

(A) 税・サービス料込みの価格です。(入湯税・宿泊税も含まれます。)

**(Q.13) JR・フェリー・レンタカーなど交通付き商品や交通単品は対象ですか？**

(A) 交通付き商品・交通単品は対象外です。

**(Q.14) いつまでの商品が対象ですか？**

(A) **令和3年10月15日チェックインから令和3年12月5日チェックアウト**までの利用が対象となります。

**(Q.15) 一棟貸している民泊の場合、例えば一棟で10,000円の場合、2名で利用すれば支援の対象になり、4名で使用したら対象外ということですか？**

(A) そのとおりです。2名で宿泊する場合は1名あたりの宿泊料金が5,000円となり対象となるが、4名で利用する場合は1名あたりの宿泊料金が2,500円となるため対象外となります。

**(Q.16) 何泊まで割引対象ですか？一人あたり利用回数制限はありますか？**

(A) 1度の旅行(1予約)で2泊まで可能です。ただし、利用回数に制限はありません。

**(Q.17) キャンプ場は利用可能ですか？**

(A) 対象事業者の「ペンション・民宿・民泊」欄に掲載しています。

**(Q.18) インターネットで対象施設の予約をしたものは「新しい旅のスタイル」の割引対象になりますか？**

(A) 宿泊施設の公式HPからの予約は可能ですが、OTA(オンライン・トラベル・エージェント)や道内に本社、支店、営業所を有しない旅行会社での予約は対象外となります。

**(Q.19) 予約方法はどのようにすればよいでしょうか？**

(A) 宿泊施設に直接連絡をするか、宿泊施設の公式ホームページから対象プランを予約してください。旅行会社での予約については事業適用条件の説明に加え、本人確認及び住所の確認を行うため、店舗窓口での対面販売に限ります。

**(Q.20) 予約をしないで当日「新しい旅のスタイル」の商品をホテルで利用できますか？**

(A) 「新しい旅のスタイル」の利用枠に限りがある為、利用当日の申込による利用ができない場合があります。事前に「新しい旅のスタイル」事業の対象プランを予約することをおすすめしています。

**(Q.21) 事務局で予約はできますか？各事業者の空き状況を教えてください。**

(A) 事務局では予約・空き状況の確認はできません。各事業者に直接確認をお願いします。

**(Q.22) どうみん割事務局ホームページ以外に対象事業者の確認方法はありますか？**

(A) 道庁または各振興局で対象事業者の一覧表を配布しています。

**(Q.23) 国や道、地方自治体から交付金等を受けて実施する旅行は対象ですか？**

(A) 国や道から交付金を受けて実施する旅行は対象外ですが、地方自治体の交付金を受けて実施する旅行については令和3年10月15日以降に「新しい旅のスタイル」を適用する商品は対象となります。

**(Q.24) 感染症拡大により「新しい旅のスタイル」が停止となった場合のキャンセル料の扱いはどうなりますか？**

(A) キャンセル料は掛かりません。感染症拡大により「新しい旅のスタイル」が停止となった場合のキャンセルについては、商品の購入者からキャンセル料を求めないこととしています。既に予約済みの商品についてはキャンセルをしていただくようお願いいたします。

**(Q.25) 旅行者都合によるキャンセル料は、「新しい旅のスタイル」で補填されないのですか？**

(A) キャンセル料の補填は本事業の対象外です。旅行者都合によるキャンセル料の取り扱いは各施設・各社の約款による取り扱いとなります。

**(Q.26) 「新しい旅のスタイル」の商品販売開始前に予約していた商品は割引対象となりますか？**

(A) 「新しい旅のスタイル」の商品として販売を開始した後に予約した商品のみが割引対象となります。

**(Q.27) その他留意事項は？**

(A) 感染症の感染拡大や不可抗力等が発生した場合など、状況によっては事業を中止または停止する場合があります。